

北斗市子どもの読書活動推進計画

〈第二次計画〉

令和6年度～令和10年度
(2024年度～2028年度)

2024年4月

北斗市教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の趣旨とその背景
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の基本体系

第2章 読書活動推進のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～15

- 1 現状と課題
- 2 目標と方策
 - 基本目標1 子どもの読書活動の推進
 - 推進方策1：市立図書館による読書活動の推進
 - 推進方策2：学校等による読書活動の推進
 - 推進方策3：家庭における読書活動の推進
 - 基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実
 - 推進方策1：市立図書館における読書環境の整備
 - 推進方策2：学校等における読書環境の整備

資料 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～18

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨とその背景

平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動推進に関する法律」において、子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と定義されました。

この法律に基づき、国においては平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、北海道においては平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画」が策定されました。これまでの間、おおむね5年間を計画の期間として改訂され、子どもの読書環境の整備が進められています。

北斗市においても、読書活動によって子どものコミュニケーション能力をはじめとする非認知能力が向上し、社会で活躍する力を育むことにつながると考え、令和元年6月に「北斗市子ども読書活動推進計画」を新たに策定し、子どもの読書活動の推進に努めてきました。

このたび策定する第二次計画では、いつでもどこでも、子どもたちが読書活動を行うことができるよう、学校や図書館、公共施設などの読書環境を整え、地域と協働しながら子どもの読書活動を推進します。

2 計画の期間

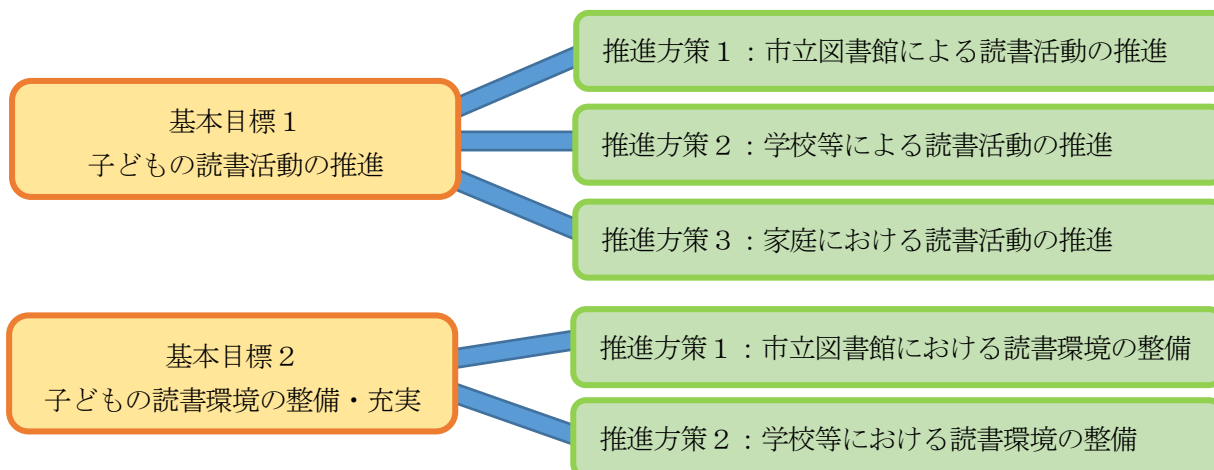
この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。

3 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とします。

4 計画の基本体系

この計画では、以下に示すとおり、2つの基本目標とそれを達成するための5つの推進方策を定め、北斗市全体で子どもの読書活動推進に取り組んでいきます。



第2章 読書活動推進のための方策

1 現状と課題

市立図書館における子どもの利用状況は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度は大きく落ち込みましたが、令和3年4月に導入した「読書の通帳」※1の効果により0歳～6歳（乳幼児）と7歳～12歳（小学生）の区分において利用者数、貸出数ともに大きな伸びを見せました。（表：年齢別図書館利用人数 参照）

今後も「読書の通帳」を利活用と普及を進め、子どもの利用者の更なる増加を目指します。

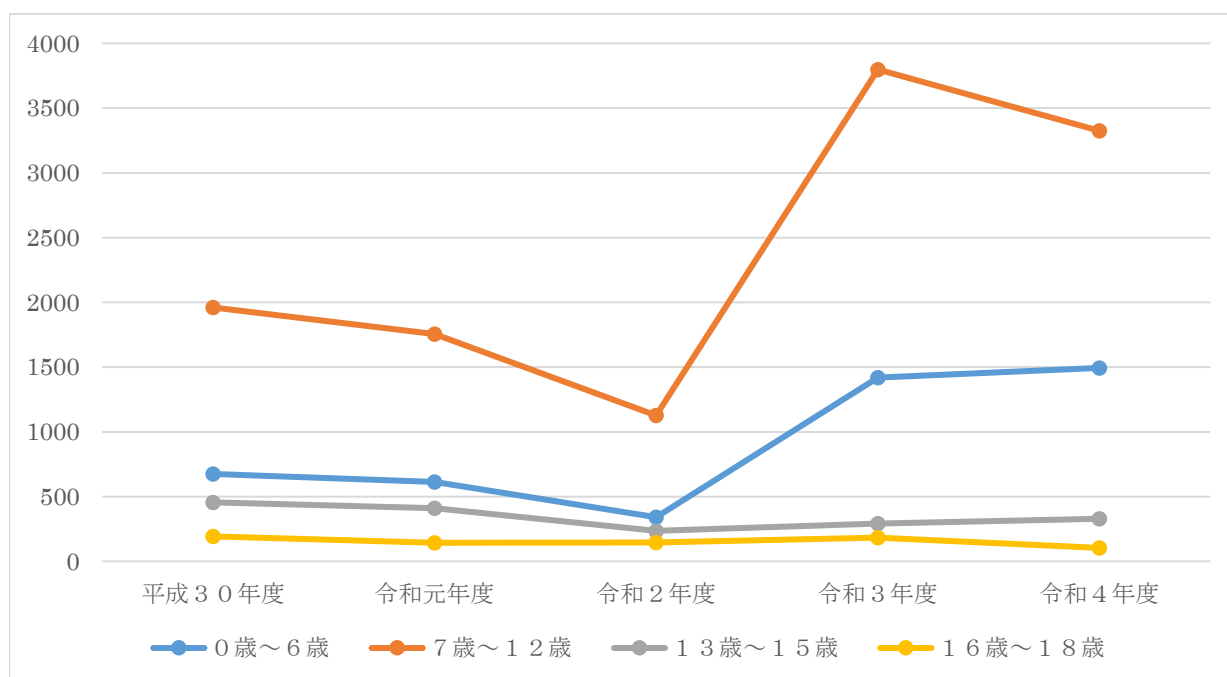
※1 「読書の通帳」

銀行等の金融機関で発行される通帳のように図書館で借りた本の履歴を印字することができる。通帳には本のタイトルのほか、貸出日、著者名、本の金額が印字される。

表：年齢別図書館利用人数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳～6歳 （乳幼児）	675	614	341	1,420	1,494
7歳～12歳 （小学生）	1,960	1,755	1,127	3,798	3,326
13歳～15歳 （中学生）	456	410	236	292	328
16歳～18歳 （高校生）	193	144	147	182	104



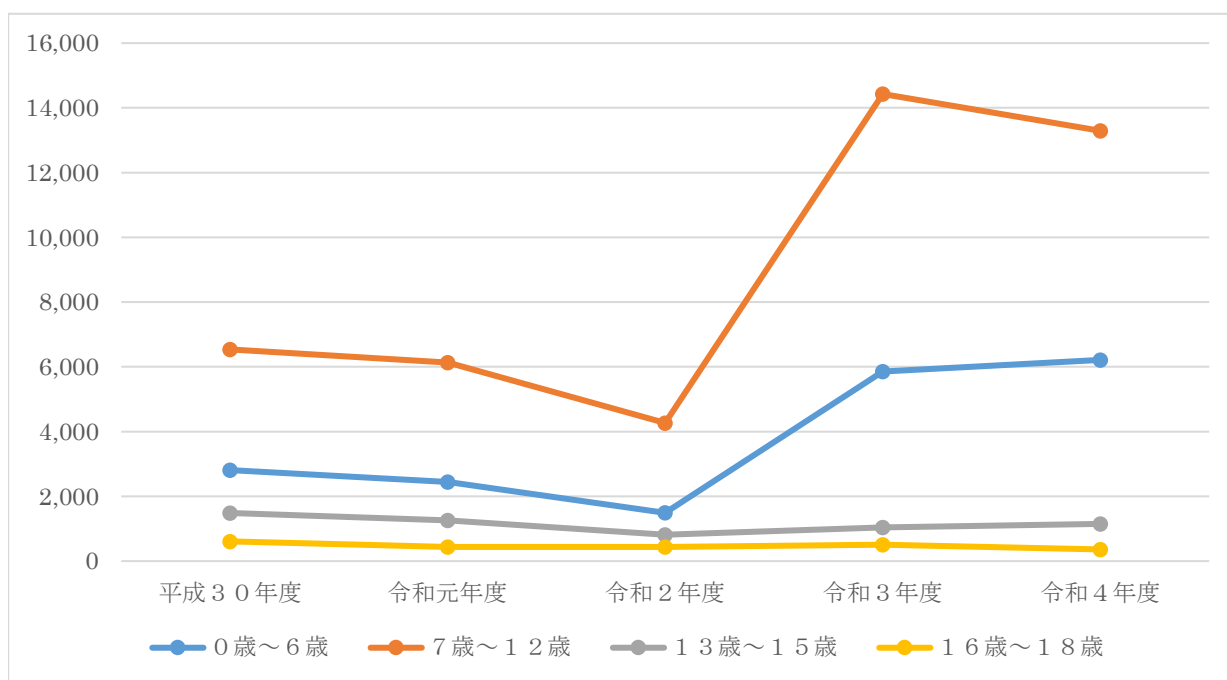
年齢別の貸出冊数は、表2に示す通りとなっています。

13歳～15歳（中学生）、16歳～18歳（高校生）の利用者数、貸出数は低い水準で推移しており、中高生の利用拡大が課題となっています。

表2：年齢別貸出冊数

単位：冊

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳～6歳 (乳幼児)	2,811	2,443	1,492	5,856	6,215
7歳～12歳 (小学生)	6,535	6,135	4,268	14,428	13,290
13歳～15歳 (中学生)	1,487	1,257	815	1,038	1,149
16歳～18歳 (高校生)	610	433	438	506	361



北斗市における小中学生の読書傾向・読書環境は、次の表3-1から表6-2に示す通りとなっています。

なお、表3-1から表6-2は、令和5年度全国学力・学習状況調査における北斗市内小中学校の児童生徒質問紙の集計結果より抜粋して作成したものです。

市内小中学生の1日あたりの読書時間は、小学生、中学生ともに全国調査に比べ短い傾向にあります。特に読書を「全くしない」と回答した児童・生徒の割合（いわゆる「不読率」）は、小学生で32.2%、中学生で41.0%に達しており、全国調査の割合を小学生で約8ポイント、中学生で約4ポイント上回っています。

表3-1：1日あたりの読書時間（小学生）

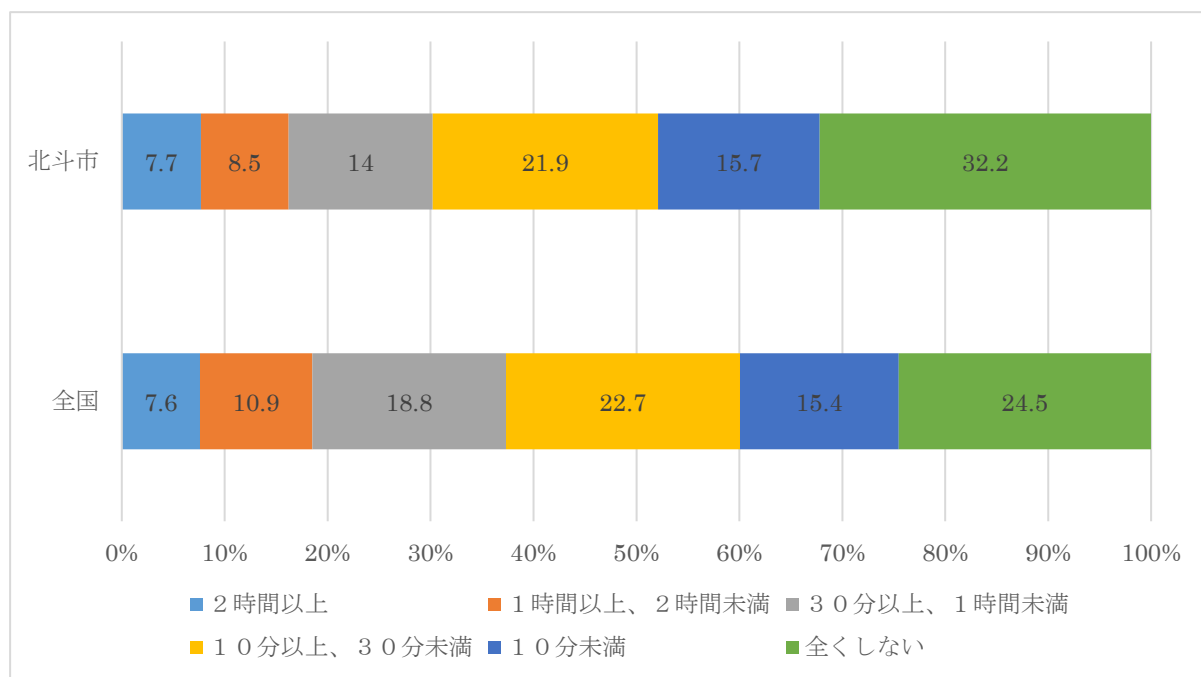
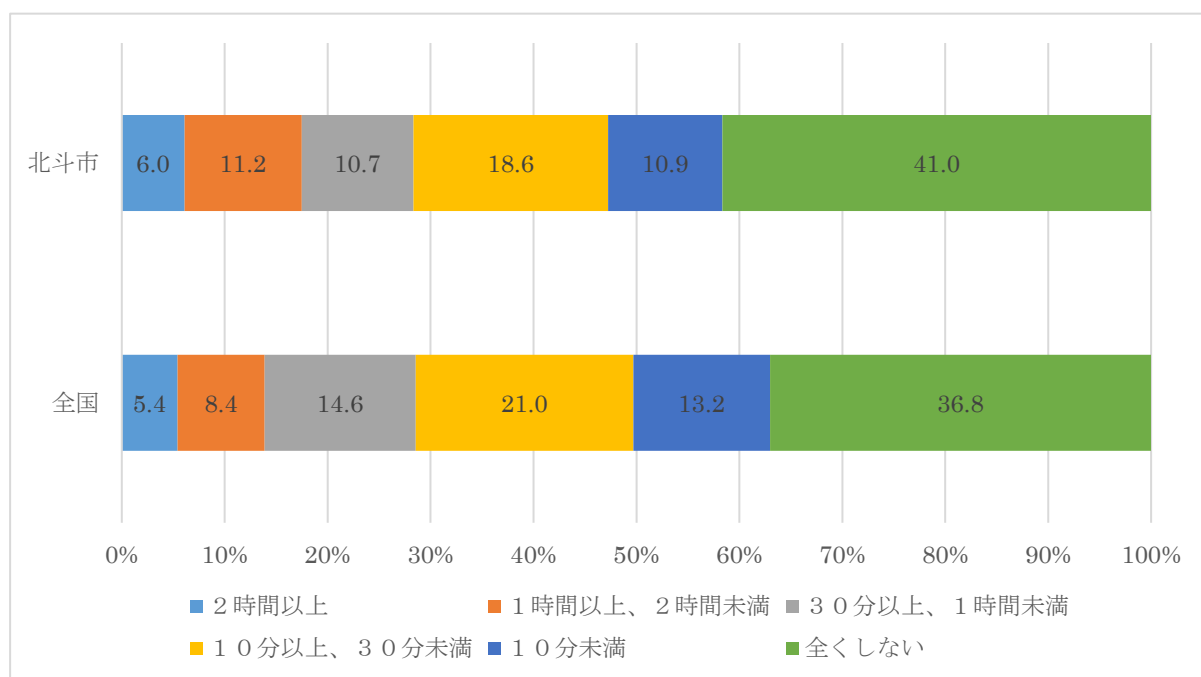


表3-2：1日あたりの読書時間（中学生）



学校図書館、地域の図書館の利用頻度は、小学生、中学生ともに全国調査に比べ少ない傾向にあります。「ほとんどまたは全く行かない」と回答した児童・生徒の割合は、小学生で51.3%、中学生で67.5%に達しています。

表4-1：学校図書館、地域の図書館の利用頻度（小学生）

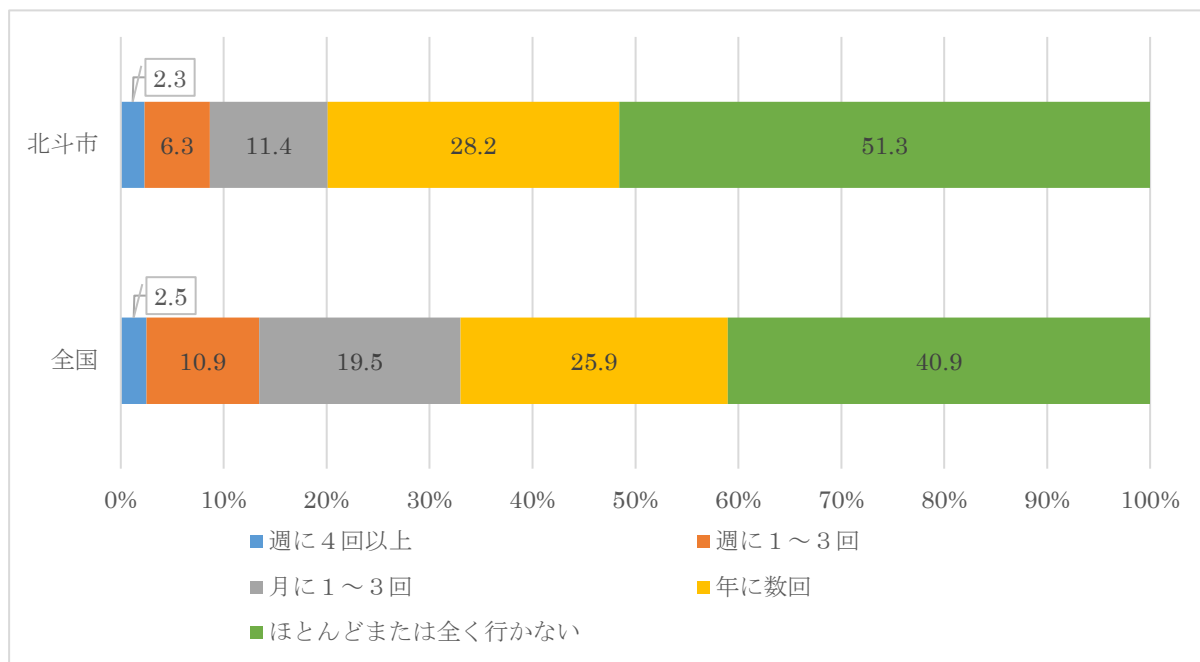
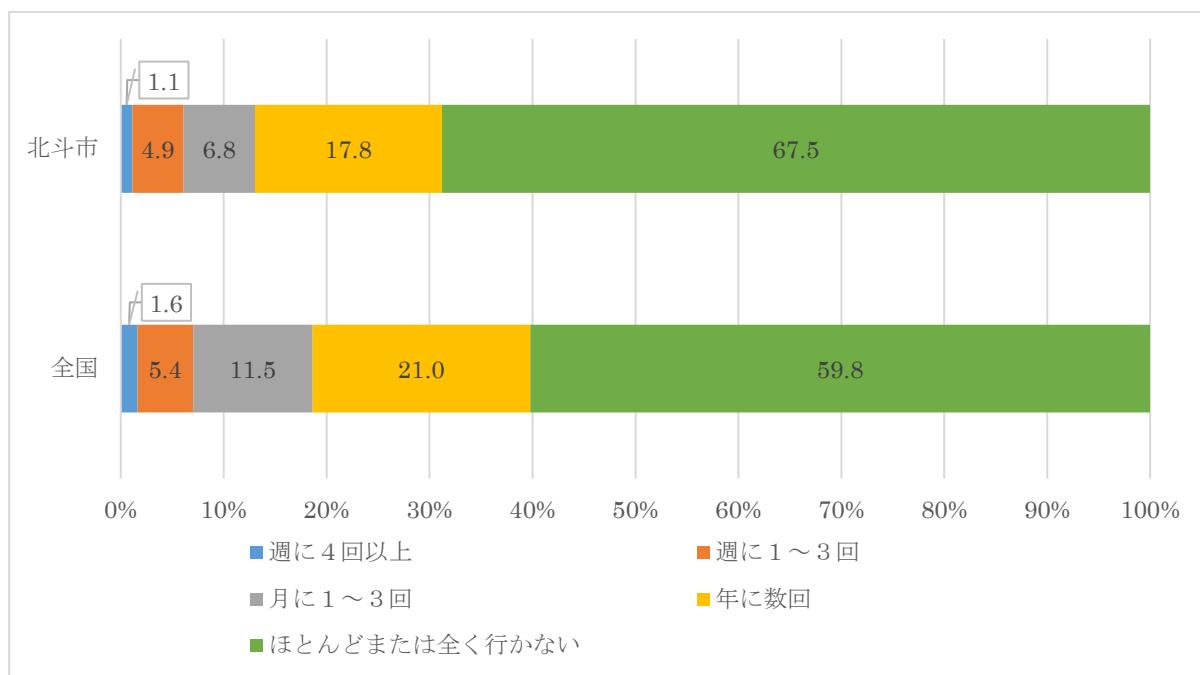


表4-2：学校図書館、地域の図書館の利用頻度（中学生）



家庭にある本の数に関する調査では、「0～10冊」または「11冊～25冊」と回答した児童・生徒の割合の合計が小学生で45.5%、中学生で44.3%となっており、全国調査に比べて、小学生、中学生ともに約10ポイント上回っています。

表5-1：家庭にある本の数（小学生）

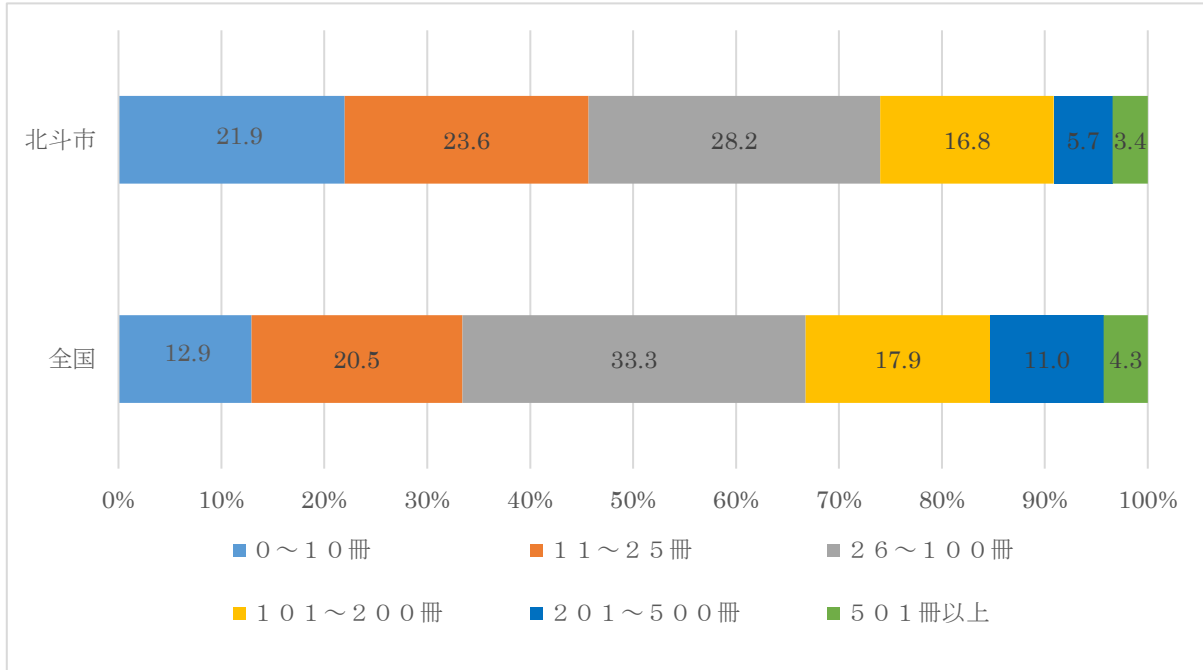
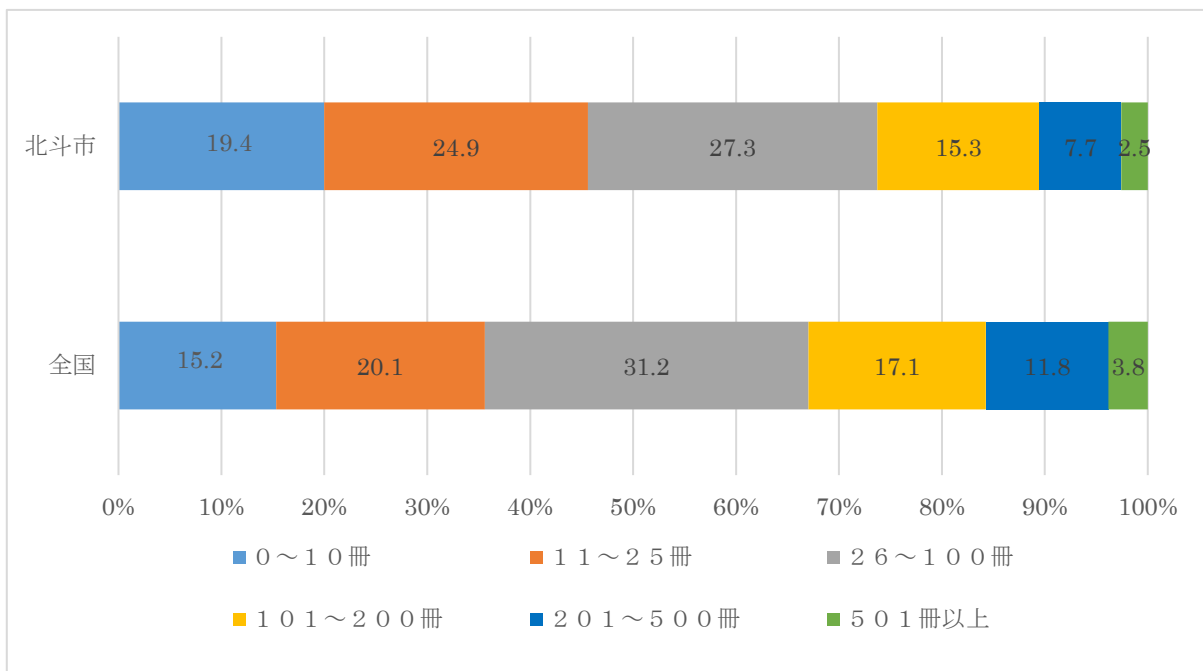


表5-2：家庭にある本の数（中学生）



「読書は好きですか」という設問に対する回答では、中学生についてはほぼ全国調査と均衡していますが、小学生については、「当てはまらない」と回答した児童の割合が全国調査を約6ポイント上回るなど、「好き」と回答した児童の割合が低くなっています。

表 6-1 : 読書は好きですか (小学生)

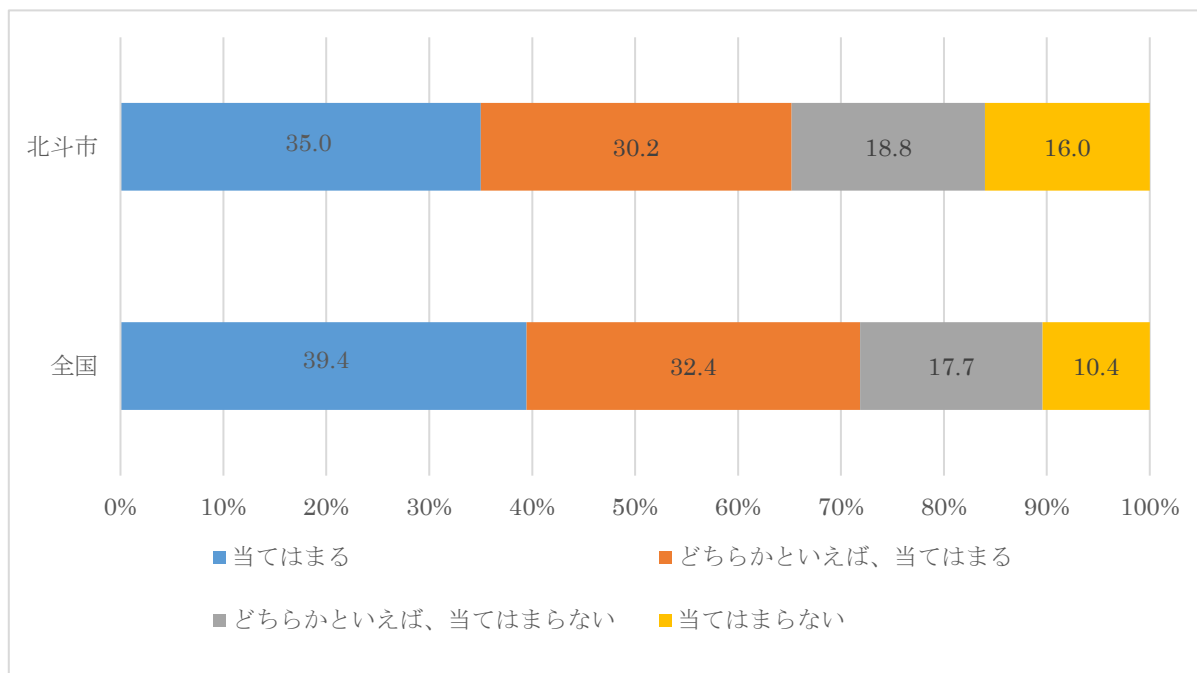
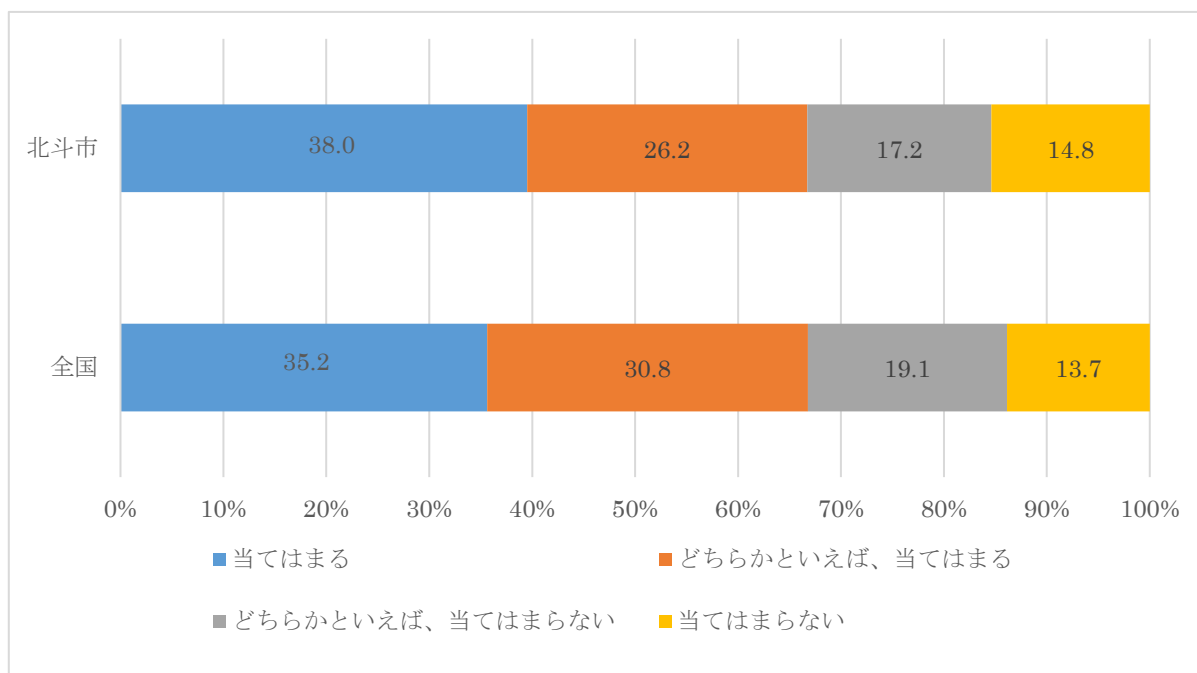


表 6-2 : 読書は好きですか (中学生)



以上の結果から見える課題の1つ目は、不読率（全く読書をしない割合）が高いことです。不読率が高い原因は、読書習慣が身につけていないことにあります。子どもが読書を好きになり、読書習慣を身につけるよう市立図書館、幼稚園、保育園、小中高の学校等、家庭の3者は互いに協力して子どもが読書活動に親しむきっかけづくりを推進する必要があります。市立図書館では、「読書の通帳」の利用促進やおはなし会をはじめとする読み聞かせ事業の充実を図ります。学校等では、保護者、読み聞かせサークル、市立図書館と連携したブックフェスティバルの実施や朝読書をはじめとする全校一斉読書活動の充実、拡大を目指します。家庭では、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むことで、読書活動を通じて家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むことや市立図書館に家族で訪れる機会を増やすことなどが望まれます。

課題の2つ目は、子どもを取り巻く読書環境の整備です。学校図書館、市立図書館の利用頻度が低いことから、資料を充実させ本や読書の魅力を子どもたちに向けて積極的に発信していくほか、子どもたちが立ち寄りやすく、心休まる居場所となるように図書館環境を整備していくことが求められています。また、家庭においても子どもが好きな時間に好きな場所で好きな本を読むことができるよう、子どもにとって本が身近にある環境を目指すことが期待されます。

2 目標と方策

基本目標 1 子どもの読書活動の推進

■推進方策 1：市立図書館による読書活動の推進

(1) 重点を置く取組

①「読書の通帳」の普及・活用（重点）

「読書の通帳」を活用し、読書活動を推進します。「読書の通帳」に記帳する楽しみが子どもの読書意欲の向上につながります。加えて、期間内に一定冊数の本を読み終えた参加者に記念品を贈呈する子ども読書マラソン（春・秋年2回の開催）、「読書の通帳」達成者の表彰など子どもたちの頑張りを評価することで読書習慣の定着と市立図書館、学校図書館への来館機会の増加を目指します。



「読書の通帳」

年月日	書名	著者名	金額
103-03-24	育てて楽しむウメ百科	三輪 正幸	1,400円
203-03-24	CD フジコ・イシ、バリ 2.0	フジ子、ヘミ	2,900円
303-03-24	DVD くらじとともに監警局一巻	大森 隆博	0円
403-03-24	げんたいミステリーワールド	中島 河太郎	3,600円
503-03-24	テーブルに句巻のせて	松本 忠子	1,800円
603-03-24	昔ながらの常備菜と漬物	松本 忠子	1,300円
703-03-24	うちのごはんが楽しい理由（お	栗原 はるみ	1,300円
803-03-24	おいしくたべよう。	栗原 はるみ	1,524円

「読書の通帳」



子ども読書マラソン



「読書の通帳」達成者表彰

②図書ボランティアジュニアサポーター事業（重点）

中・高校生の希望者をボランティアジュニアサポーターとして登録し、図書館の仕事やイベントの企画・運営に携わってまいります。カウンターでの貸出、返却のほか、

「おはなし会」や「童話のつどい」での読み聞かせの実践、おすすめの本を展示する特設コーナーの作成などを行い、図書館に対する親近感を深めてもらうことを目指します。

また、中高生の利用者の増加が図書館の課題となっていることから、サポーターと図書館職員が一緒にアイデアを考え、課題の解決を図ります。



童話のつどいでの読み聞かせ



おすすめの本コーナー

(3) その他の取組

①読み聞かせ事業の充実

図書館本館、分館で毎月開催する「おはなし会」、市内各小学校区で開催する「おはなしひろば」など、地域に密着した参加しやすい読み聞かせの機会を提供することで、子どもが絵本や物語と出会う場を創出します。

また、春の「図書館まつり」、秋の「夜の図書館」、冬の「童話のつどい」といった大型の読み聞かせイベントでは、劇やパネルシアターなども取り入れて、季節感あふれる読み聞かせを実施して、子どもの物語に対する興味を広げます。

②親しみやすい図書館を目指す事業の展開

小学生の図書館見学や一日図書館司書、中学生の職業体験、高校生のインターシップなどを積極的に受け入れて、図書館の使い方や職員の仕事について理解を深めてもらい、図書館をより身近な施設として親しみをもってもらうことを目指します。

また、特設展示の内容や新着図書の紹介などの図書館トピックスをホームページを通じて発信し、足を運びたくなる図書館を目指します。

③他の社会教育事業との連携

「音楽のまち・ほくと」事業として実施されるコンサート、イベントにおいて関連する本の展示を行うほか、図書館のイベントに吹奏楽団体に出演してもらうなど、相互に連携して参加者の満足度が高まり、学びがより深化することを目指します。



夜の図書館での歓迎コンサート



おはなし会の様子

■推進方策2：学校等による読書活動の推進

(1) 学校図書館の状況

■令和4年度 市内小中学校の学校図書標準達成状況

小中学校名	学校図書館 図書標準	蔵書数 (令和4年度末)	充足率
石別小学校	4,040 冊	3,754 冊	92.9%
茂辺地小学校	3,520 冊	6,752 冊	191.8%
谷川小学校	6,520 冊	6,059 冊	92.9%
沖川小学校	3,520 冊	4,313 冊	122.5%
上磯小学校	10,360 冊	12,856 冊	124.1%
久根別小学校	9,560 冊	8,075 冊	84.5%
浜分小学校	12,880 冊	12,915 冊	100.3%
大野小学校	9,160 冊	12,579 冊	137.3%
市渡小学校	5,560 冊	6,440 冊	115.8%
萩野小学校	6,040 冊	3,521 冊	58.3%
島川小学校	5,080 冊	5,481 冊	107.9%
石別中学校	6,720 冊	7,098 冊	105.6%
茂辺地中学校	6,080 冊	6,557 冊	107.8%

上磯中学校	13,600 冊	13,903 冊	102.2%
浜分中学校	12,160 冊	10,547 冊	86.7%
大野中学校	11,200 冊	12,687 冊	113.3%

市内の小中学校の過半数が学校図書標準を達成しています。ただし、資料の更新が進んでいない学校図書館も多くあり、蔵書の入れ替えが必要な状況にあります。図書標準を達成していない学校も含めて、引き続き計画的な図書の購入を進めます。

市内の12学級以上の学校には、司書教諭を配置しておりますが、学校司書はいずれの学校にも配置していないため、必要に応じて市立図書館の司書を派遣し、学校図書館の利用促進及び充実に努めます。

(2) 具体的な取り組み

①全校一斉読書活動・読書に親しむ活動の充実

多くの市内小中学校で実施している全校一斉の読書活動（始業前の朝読書活動など）の実施率100%を目指すほか（現在75%）、幼稚園、保育所、市内高校等にも活動を拡大します。

土曜授業、総合学習の時間を活用したおはなしひろば、ブックフェスティバル等の読書に親しむ学習活動を市立図書館及び読み聞かせサークルとの連携により実施します。また、乳幼児期からの切れ目ない読書活動が重要であることから、幼稚園、保育所等でのおはなし会の実施を推進します。



小学校でのおはなしひろば



小学校でのおはなしひろば

②子どもの読書への関心を高める取り組み

子どもの読書への関心を高めるためには、同世代の友人等との読書を通じたコミュニケーションが大きな役割を果たすと考えられています。市内のいくつかの小中学校ですでに実施されているビブリオバトル^{※2}や読んだ本についての感想を発表し合う読書会といった子ども同士の協働的な活動を充実させます。

※2 ビブリオバトル

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、すべての発表が終了したあとにどの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決により決定する取組。

③市立図書館との連携

図書館司書を学校等に派遣し、子どもたちへのブックトーク、本の修理講座、図書館の使い方指導などを実施します。教諭・保育士に向けては、読み聞かせの方法指導、選書の指導など司書の専門性を生かした適切な助言を行い、学校図書館等の充実を図ります。

また、学校等に向けて授業内容に沿ったセット本を準備するなど団体貸出の内容を充実させます。

■推進方策3：家庭における読書活動の推進

(1) ブックスタート事業

北斗市では、平成30年度から4か月検診を受ける乳幼児とその保護者を対象に、サークルによる読み聞かせと絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を実施しています。

乳児期は、保護者や周りの大人からの語りかけによって、言葉を獲得していく時期です。

読み聞かせを通して、親子のふれあいが生まれ、絆が深まります。親子で本に親しむためのファーストステップとしてブックスタート事業は大きな役割を担っています。



ブックスタート事業の様子



ブックスタート事業の様子

(2) 家読（うちどく）に対する支援

子どもの読書習慣を定着させるために、各家庭において「家読（うちどく）」を実践することが望まれます。

家読を支援するために、保護者向けの講座を開催し、家庭教育における読書の重要性や読み聞かせの手法などを伝えます。また、子育てアプリやホームページを通じておすすめの絵本を紹介するなど支援情報を積極的に発信します。

基本目標 2 子どもの読書環境の整備・充実

■推進方策 1：市立図書館における読書環境の整備

(1) 親子で楽しむ図書館

親子で楽しむことができる図書館を目指して、読み聞かせに適した絵本やDVD等の映像資料の充実を図るほか、季節感を感じることができる館内装飾、絵本コーナーの装飾にも力を入れ、館内環境を整備します。

また、親子で参加できる絵本や児童書の無料譲渡会を定期的に行うことで購入資料の有効活用を図りつつ、すべての家庭に本がある環境の実現に寄与します。



児童書の譲渡会



絵本コーナー

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子ども、日本語指導を必要とする子どもなど読書活動において合理的配慮を必要とする子どもは増加しています。読書バリアフリー法をふまえて、すべての子どもが読書を楽しむことができるように点字図書、音訳資料、さわる絵本、LLブック^{※3}、日本語を母語としない子ども向けの絵本など多様な資料の収集に努めます。

※3 LLブック

絵や写真などを多く使って誰もが読書を楽しめるように作られたやさしく読みやすい本。

(3) 中高生の利用拡大

図書ボランティアジュニアサポーターの意見を取り入れながら、中高生の読書ニーズに合った資料を収集し、利用者の増加を目指します。また、現在未設置の中高生向けYA（ヤングアダルト）コーナーの設置を検討します。

■推進方策2：学校等における読書環境の整備

(1) 資料の充実

子どもたちが豊かな読書活動を行うためには、様々な興味・関心に応える魅力的な資料を整備・充実させる必要があります。小中学校においては、学校図書館図書標準の達成を当面の課題としつつも古くなった資料の抜本的入れ替えも必要な学校も多くあります。市立図書館の司書と連携しながら、蔵書の計画的な更新に努めます。加えて市立図書館同様、障がいのある子どもなど多様な子どもたちに適応した資料も収集していく必要があります。

また、学校図書館には子どもたちが教室内の固定された人間関係から解放され1人になるための「心の居場所」としての機能も期待されています。子どもたちが気軽に訪れることができるような館内環境の整備を進める必要があります。

(2) デジタル化に対応した読書環境の整備

GIGAスクール構想により北斗市においては小中学校における1人1台のタブレット端末所持が実現しています。ICT環境を活用した授業の実践が進められる中、学校図書館においてもこの環境の積極的な活用が求められています。

現状、市内の学校図書館では図書館システムが導入されておらず、貸出や蔵書の管理もアナログで行われています。まずは、学校図書館への図書館システムの導入を検討します。システム導入によるメリットは大きく、図書館ネットワークの構築によって市立図書館や他校の学校図書館との資料の横断検索・共同利用などが可能となり、各学校に分散している資料の有効活用を図ることができます。そのうえで、タブレットを活用しての電子書籍の導入など学校図書館の更なるICT化を検討していく必要があります。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。